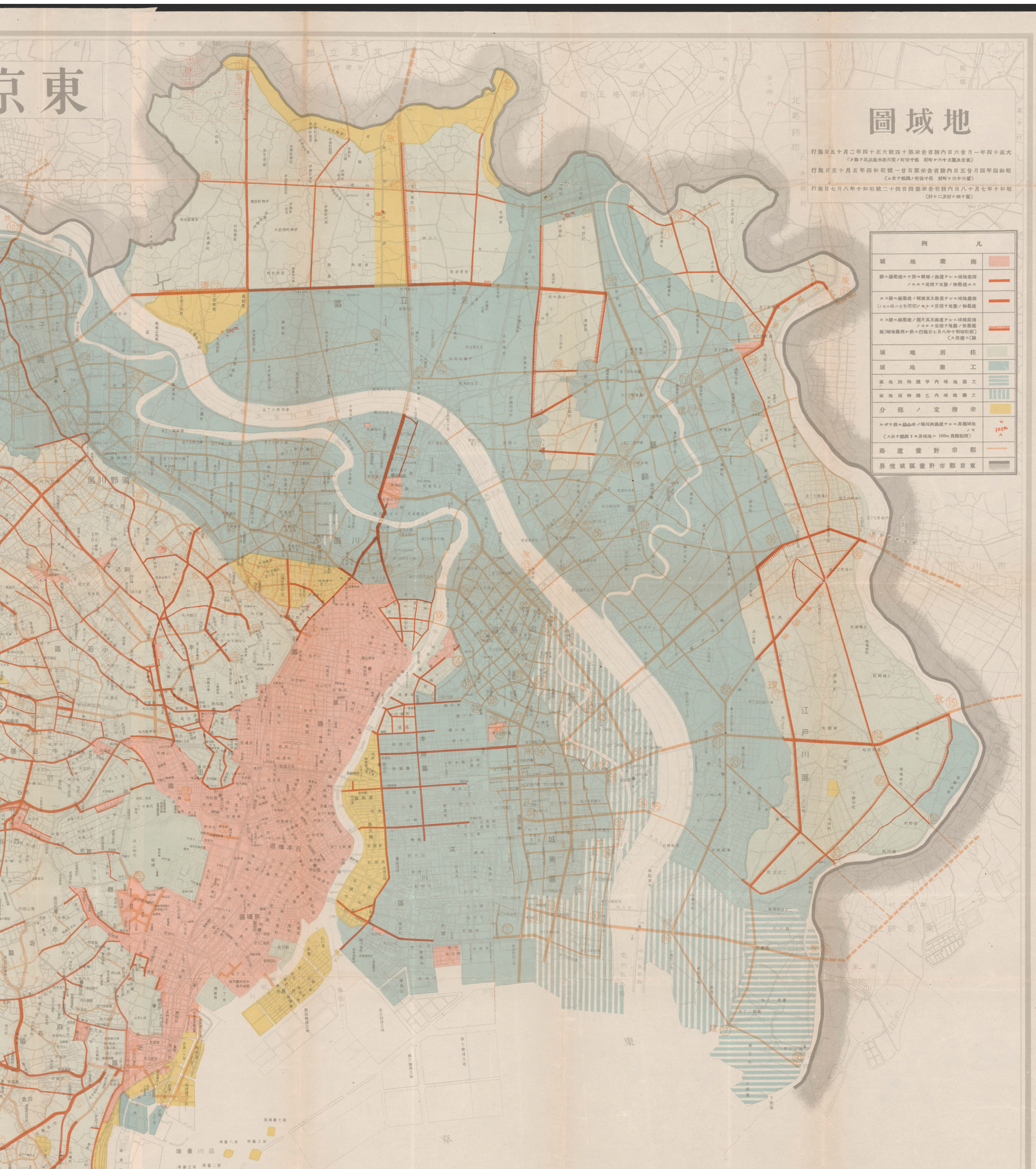

地域圖

大正十四年一月廿六日内務省告示第十四號大正十四年二月十五日施行
（舊市及舊三十六ヶ町村 但千住町ノ荒川放水路以北ヲ除ク）
昭和四年四月廿五日内務省告示第百廿一號昭和四年五月十五日施行
（舊三十三ヶ町村 但千住町ノ殘部ヲ含ム）
昭和十年七月十八日内務省告示第四百二十二號昭和十年八月七日施行
（舊十四ヶ村及二ヶ村）

凡例	
商業地域	▨
商業地域ニシテ道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ	━
商業地域ニシテ道路及其ノ兩側ノ建築線ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ（圖面告示ニ依ルモノ）	━
商業地域ニシテ道路及其ノ片側ノ建築線ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ（附記昭和十年八月七日施行ニ依ル商業地域（路線）ニ適用ス）	┷
住居地域	▨
工業地域	■
工業地域内甲種特別地區	☰
工業地域内乙種特別地區	▥
未指定ノ部分	■
地域境界ニシテ道路河川等ノ中心線ニ依ラザルモノ（附記幅員100mハ地域界ヨリ距離ヲ示ス）	100m
都市計畫道路	―
東京都市計畫區域境界	▬

防火地區圖

大正十四年四月二日内務省告示第六十二號
大正十四年四月二十日施行

凡例	
甲種防火地區	🟥
乙種防火地區	🟩

東京都市計畫圖（地域、防火地區、美觀地區）

本圖は東京都市計畫として指定せられたる用途地域、防火地區、美觀地區を表示せるものである

地域圖中白圖の部分は最近市の區域に編入せられたる埋立地にして此の箇所には未だ地域の指定がない又地域は河川敷にも指定されて居るが、本圖に於ては大河川の地域の表示は之を省略した

防火地區圖中路線式地區は道路の境界線より奥行六間の區域を指定されたものである

美觀地區圖には便宜上警視廳告示に依る建築物の高の最高限度を表示した

用途地域、防火地區、美觀地區の概要

用途地域

東京都市計畫區域に於ける市街地建築物法の適用は、舊東京市に於ては大正九年十二月同法の施行せらるると同時に適用せられ、次で大正十一年五月（同年八月一日より施行）

荏原郡　品川町、大崎町、大井町、目黒町
豊多摩郡　中野町、大久保町、戸塚町、淀橋町、代々幡町、千駄ヶ谷町、澁谷町、落合町
北豊島郡　南千住町、三河島町、日暮里町、瀧野川町、巣鴨町、西巣鴨町、王子町、高田町
南葛飾郡　吾嬬町、龜戸町、大島町、砂町、寺島町、隅田町
南足立郡　千住町（但し荒川放水路以北を除く）

大正十二年七月（同年十一月一日より施行）

荏原郡　大森町、入新井町
北豊島郡　板橋町、岩淵町、尾久町、長崎町、志村
南葛飾郡　小松川町、葛西村

の區域に同法の適用を見た、右區域に對する地域の指定は大正十二年八月都市計畫東京地方委員會の議決を經内閣の認可を申請中不幸にも大震火災に遭遇せる爲、之が實施の運びに至らなかつたが、大正十四年一月に及んで最初の指定を見たのである、次で昭和三年三月（同年四月一日より施行）

荏原郡　蒲田町、羽田町、六郷町、矢口町、東調布町、池上町、馬込町、荏原町、碑衾町、駒澤町、世田谷町、玉川村、松澤村
豊多摩郡　野方町、和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町
北豊島郡　中新井村、上板橋村、練馬町
南足立郡　千住町（但し荒川放水路以北）、西新井町、梅島町、綾瀬村
南葛飾郡　新宿町、松江町、本田町、龜青村、南綾瀬町、小岩町、金町、奥戸町

の區域に同法が適用され、昭和四年五月右區域に對し地域の指定があつた

昭和七年十月一日東京市域擴張の結果、東京市に編入された左記舊町村は、當然法適用區域となつた

板橋區　舊上練馬村、舊赤塚村、舊石神井村、舊大泉村
足立區　舊江北村、舊舎人村、舊東淵江村、舊花畑村、舊淵江村、舊伊興村
葛飾區　舊水元村
江戸川區　舊瑞江村、舊鹿本村、舊篠崎村

越えて昭和九年二月

北多摩郡　千歳村、砧村

の區域にも適用さるることとなつたので、之等の區域に對する地域は、昭和十年七月指定され　玆に東京都市計畫區域内全部に亙る地域指定は完了したのである

各地域現在面積及百分比

地域別	積	百分比
住居地域	九五、一〇〇、〇〇〇坪	六〇
商業地域	一六、二一〇、〇〇〇	一〇
工業地域	四三、二五〇、〇〇〇	二七
未指定地域	四、二四〇、〇〇〇	三
計	一五八、八〇〇、〇〇〇	一〇〇

防火地區

防火地區は大正十一年七月指定せられ、同年九月一日より之を施行することとなつた、然るに指定後一年にして大震火災に遭遇したのでこの災禍の經驗に鑑み大正十四年四月現在の地區に指定を變更したのである

然しこの指定は舊市域の一部に限られたものであり從て舊市域殘餘の部分及新市域に於ける防火地區の指定も亦緊急須要を認めるものがあるが、之等に就ては近き將來に於て之が指定を見るであらう

防火地區面積表

種別		計
甲種防火地區	集團防火地區	一、一五二、〇〇〇坪
	路線式防火地區	四三四、〇〇〇
	計	一、五八六、〇〇〇
乙種防火地區	集團防火地區	六二、〇〇〇
	路線式防火地區	一一三、〇〇〇
	計	一七五、〇〇〇
合計		一、七六一、〇〇〇
舊市全面積に對する百分比		七・三

美觀地區

都市の美觀は統制ある建築美に負ふところ甚大である、故に建築物の構造、設備又は敷地に關しては環境の風致を害し又は街衢の體裁を損することなからしむる爲、美觀上必要なる措置を爲すことが緊要である

昭和八年四月帝都の美觀を保持する爲市街地建築物法第十五條に基き我國最初の美觀地區が指定された

指定區域は、皇城外廓一帶の地即九段下の俎橋から雉子橋、一ッ橋、神田橋、常盤橋、吳服橋、鍛冶橋、數寄屋橋を經て新幸橋に至る外濠を東及北の限界、新幸橋から日比谷公園、貴衆兩院を包容して虎ノ門に出る線を大體南の限界、虎ノ門の電車通りから首相官邸前通り及獨逸大使館前を經て三宅坂に出、それから半藏門　英國大使館前を經て靖國神社横に至り右折して電車通りを俎橋に至る線を西方の限界とする、是等の限界線に依つて包容せられてゐる區域の中、宮城前の外苑及内濠を除いた約二九四ヘクタールが此の地域である

美觀地區の取締は警視廳之を執掌し　昭和九年四月美觀地區内に於ける建築物の高の最高限度を指定する區域を告示したのである

昭和十二年三月

都市計畫東京地方委員會